

図書館資料のコピーについて

図書館資料は**著作権法**に基づき、**大学図書館に認められている範囲内でコピー**することができます。図書館資料複写専用コピー機はコイン式とコピーカード式の2種類あり、2階と3階に設置してあります。コピーカードは、修大生協で購入してください。

<図書館資料をコピーする方法>

- ① コピーできる資料や条件等を確認
 - ・ **本学図書館所蔵の資料の一部分のみ**であること
 - ・ 使用目的は研究・調査のためであること
- ② コピーする内容等必要事項を「**文献複写申込書**」に記入して提出
- ③ 図書館2階または3階のコピー機でコピー
 - ・ コピー部数は**ひとり一部のみ**！！



図書館資料は、**著作権法の範囲内でのみ**、図書館内でコピーが許されているの。そして、法律で、

- ・ 複写の対象は**図書館資料のみ**、
- ・ 部数は**ひとり一部のみ**

と決まっているから、気をつけてね！

ということは、図書館にあるコピー機で

- ・ 個人の本やノート、プリント等のコピー
- ・ 友達が使うものと一緒にコピー

することは、**ルール違反！** なんだね。



そうなの。違法コピーすると、**最高で懲役10年または1000万円以下の罰金、あるいはその両方**が課せられるの。ルールを守ったうえで、図書館資料を活用してね！



文献複写申込書

2022年4月1日

学籍番号/利用者番号 2222345

氏名 修道 シュウ

資料名	巻号/年月日	頁/面
修道法学	1(1)1977	1-9

注1 本学図書館に所蔵する文献以外は取り扱いません。

注2 この申込書による著作権に関する責任は申込者が負います。



著作権法 (抜粋)

(図書館等における複製等)

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(略)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(略)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(略)の複製物を提供する場合

(平成31年1月1日施行)